

公益社団法人関西二期会定款

平成26年 6月21日 改訂

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人関西二期会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的等)

第3条 この法人は、オペラ及び声楽全般にわたる公演活動を行うとともに、声楽芸術の研究及び後進の育成活動をもって、わが国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

この法人は上記の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) オペラ公演
- (2) 演奏会及び研修講座等の開催
- (3) 青少年の音楽教育に資するための音楽活動
- (4) 研修生および合唱団の育成と運営
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県ほか日本全国において行うものとする。

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第4条 この法人は、次の会員を置き、正会員・準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する声楽家で、当法人の準会員として在籍している者の内、10年を経過した者、又は、音楽活動に於いて顕著な成果をあげた者で、理事会より正会員として推挙された者。  
或いは、当法人が定める正会員オーディションを経た上で理事会が正会員として認めた者。  
但し、正会員オーディションを受けることが出来るのは、次の者とする。  
この法人の目的に賛同する声楽家で、当法人の準会員として在籍し4年を経過した者、又は、音楽活動の豊富な実績を有し、当法人正会員の推薦を受けた者。
- (2) 準会員 当法人のオペラ研修所研修生本科修了時成績優秀者で、準会員として理事会が認めた者、又は、当法人が定める準会員オーディションを経た上で理事会が準会員として認めた者。  
但し、準会員オーディションを受けることが出来るのは、次の者とする。  
音楽大学大学院修了者、及び当法人のオペラ研修所研修生本科修了後1年以上を経過した者、又は、同等の実力を有し、当法人正会員の推薦を受けた者。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同する自然人又は法人で、賛助会員として理事会が認めた者
- (4) 名誉会員 この法人の目的に賛同する音楽家で、理事会の議決をもって推挙する者
- (5) 会友 この法人の目的に賛同する音楽関係者で、会友として理事会が認めた者

(会員の資格の取得)

第5条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、その結果をその者に通知する。

(入会金及び会費)

第6条 正会員及び準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

### 第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての正会員・準会員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員・準会員の中から議長を選任する。

（議決権）

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決 議）

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 不可欠特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第17条 社員総会に出席できない正会員・準会員は、他の正会員・準会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員・準会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 9名以上21名以内

(2)監事 1名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて副理事長、常任理事を置く。
- 3 代表理事以外の理事のうち副理事長及び常任理事を業務執行理事とする。
- 4 この法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

#### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で二回以上自己の職務の執行状況を理事会に於いて報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、設立時理事の任期は設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### (責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金0円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (名誉会長及び顧問)

第27条 この法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員及び学識経験者のうちから理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。



(名誉会長及び顧問の職務)

第28条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時

社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、又、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、社員総会において、総正会員・準会員の半数以上であって、総正会員・準会員議決権の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

（解 散）

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 京都市西京区大枝南福西町三丁目5番地の13

氏名 蔵 田 裕 行

住所 兵庫県西宮市門戸岡田町2番21号

氏名 横 田 浩 和

住所 大阪府羽曳野市羽曳が丘八丁目8番7号

氏名 米 田 哲 二

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以 上

平成22年6月26日 第26条追加

平成23年6月26日 第4条3項追加

平成23年12月2日 第3条2項追加、第4条変更、第40条追加

平成24年6月24日 第36条、変更

平成26年6月21日 第21条3項、追加